

○木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例

〔平成 12 年 12 月 4 日〕
条例第 18 号

改正	平成 13 年 3 月 5 日	条例第 3 号	平成 17 年 6 月 1 日	条例第 15-1 号
	平成 14 年 5 月 31 日	条例第 12 号	平成 17 年 11 月 1 日	条例第 20 号
	平成 14 年 12 月 4 日	条例第 16 号	平成 19 年 3 月 1 日	条例第 9 号
	平成 17 年 2 月 1 日	条例第 6 号	平成 20 年 2 月 27 日	条例第 1 号
	平成 17 年 3 月 1 日	条例第 10 号		

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第 2 条第 2 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 法第 2 条第 3 項に規定する廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 法第 2 条第 4 項に規定する廃棄物をいう。
- (5) 浄化槽 浄化槽法第 2 条第 1 号に規定する浄化槽をいう。
- (6) 占有者 土地又は建物の占有者又は管理者をいう。
- (7) 事業者 事務所、事業所、官公署、学校、病院その他これらに準ずる施設で事業を行う者をいう。

(一般廃棄物処理計画)

第 3 条 木曾広域連合の連合長（以下「連合長」という。）は、法第 6 条第 1 項の規定による一般廃棄物処理計画を定め告示するものとする。

(一般廃棄物の処理区域)

第 4 条 木曾広域連合（以下「連合」という。）の一般廃棄物の処理区域は、次のとおりとする。

- (1)環境センター 木曾郡全域
- (2)北部クリーンセンター 木曾町、木祖村、王滝村
- (3)南部クリーンセンター 上松町、南木曾町、大桑村

(清潔の保持)

第 5 条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清掃を行なうなど、その清潔を保つように努めるとともに、みだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理に努めなければならない。

2 何人も、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう、廃棄物の適正処理に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じる廃棄物の発生の抑制、再生利用等を行なうことによりその減量に努めると共に、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにし、回収等に努めなければならない。

3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し連合の施策に協力しなければならない。

(占有者の協力義務)

第 7 条 占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については、第 3 条の規定により定められた一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 前項の自ら処分できない一般廃棄物のうち、北部クリーンセンター及び南部クリーンセンターで処理する一般廃棄物については、水切り、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努め一般廃棄物処理計画に従い適正に分別しなければならない。

3 前項の一般廃棄物のうち、北部クリーンセンターで処理する一般廃棄物で、占有者が連合長の指定する場所（以下「ごみ集積所」という。）に搬入するのは、連合長の指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納しなければならない。ただし、指定袋に収納されない一般廃棄物で、占有者がごみ集積所に搬入することができるものは連合長が別に定める。

4 第 1 項の自ら処分できない一般廃棄物には、有毒性、若しくは危険性のあるもの又は、著しい悪臭を放つものその他連合の行なう処理作業に支障を及ぼすおそれのあるものを混入してはならない。

(必要な措置)

第 8 条 連合長は、一般廃棄物の適正な処理をするために必要があると認めるときは、占有者に対し、必要な措置を指示することができる。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第 9 条 占有者は、一般廃棄物を自ら収集し、運搬し又は処分（再生を含む。）するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。）第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に準じて処理しなければならない。

(連合長が指示することができる多量の一般廃棄物)

第 10 条 法第 6 条の 2 第 5 項の規定により、連合長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般廃棄物の排出量が、1 日平均 10 k g 以上
- (2) 一般廃棄物の排出量が、1 回に 50 k g 以上

(一般廃棄物処理手数料)

第 11 条 連合長は、一般廃棄物の処理に関し占有者から別表第 1、別表第 3、別表第 4 及び別表第 5 に定める額の一般廃棄物処理手数料を徴収するものとする。

2 連合長が処理を特に必要と認めた場合は、別表第 2 に定める額の一般廃棄物特別処理手数料を徴収するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、連合長が特に必要と認めたものについては、双方協議の上、別に定めるものとする。

(手数料の減免)

第 12 条 連合長は災害その他特別の事情があると認めた場合は、前条に規定する手数料を減免することができる。

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託)

第 13 条 法第 6 条の 2 第 2 項又は第 3 項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬、処分等の一部を、一般廃棄物の収集、運搬、処分等を業とする者に委託することができる。

(委託契約)

第 14 条 前条に定める委託の契約をするときは、政令第 4 条又は第 4 条の 3 に定める基準によらなければならない。

(一般廃棄物の処分場所)

第 15 条 法第 6 条の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物の処分は、連合の指定する場所で行なければならない。

(産業廃棄物の処理)

第 16 条 産業廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 連合長は、法第 11 条第 2 項の規定により、特に必要と認めたときは、一般

廃棄物の処理に支障のない範囲内で産業廃棄物を処理することができるものとする。

- 3 前項の産業廃棄物の処理手数料は、別表第 1 及び別表第 5 に掲げる取扱区分に定める事業活動・営業者の手数料に 10 割を加算した額とする。

(補則)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例第 11 条第 1 項に規定する手数料のうち、別表第 4 に定める手数料は、平成 13 年 4 月 1 日から適用し、平成 13 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

(廃止)

- 3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北部クリーンセンターにおける廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 11 年条例第 34 号）

(2) 環境センター廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 11 年条例第 36 号）

附 則（平成 14 年 5 月 31 日条例第 12 号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 14 年 4 月 1 日から平成 14 年 8 月 31 日までの間のこの条例による改正後の木曾広域連合廃棄物の処理及び清掃に関する条例で規定する別表第 5 の適用については、次の表の左欄に掲げる規定による同表の中欄に掲げる手数料は、同表の右欄に掲げる手数料とする。

左 欄	中 欄	右 欄
事業活動営業者	10kg ごとに 70 円	10kg ごとに 50 円

附 則（平成 14 年 12 月 4 日条例第 16 号）

(施行期日等)

この条例は、平成 14 年 12 月 9 日から施行する。

附 則（平成 17 年 2 月 1 日条例第 6 号）

（施行期日等）

この条例は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 1 日条例第 10 号）

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 1 日条例第 15-1 号）

この条例は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日条例第 20 号）

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 1 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（生ごみの処理区域）

2 この条例による改正後の条例（以下「新条例」という。）別表第 1 中に掲げる生ごみに係る処理区域は、新条例第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、当分の間、木曾町及び木祖村とする。

（生ごみ処理手数料の特例）

3 前項に規定にかかわらず、木曾町日義、同町開田及び同町三岳の各支所管内では、平成 19 年 9 月 30 日までの間、生ごみに関する手数料は徴収しない。

（木曾広域連合証紙条例の一部改正）

4 木曾広域連合証紙条例（平成 11 年木曾広域連合条例第 29 号）の一部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

第 3 条中「証紙の種類は」の次に「、20 円証紙」を加える。

附 則（平成 20 年 2 月 27 日条例第 1 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 11 条関係)

北部クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料

種 別	取 扱 区 分		手 数 料	備 考
可燃ごみ	センターが収集、運搬及び処分する場合	指定袋に収納されているもの	指定袋(小)1袋につき30円	
			指定袋(大)1袋につき60円	
		指定袋に収納されないもので連合長が別に定めるもの	10kgごとに60円	
	指示する場所へ搬入したものを、センターが処分する場合	事業活動営業者	10kgごとに100円	
		一般家庭(事業活動以外)	10kgごとに40円	
生ごみ	センターが収集、運搬及び処分する場合	指定袋に収納されているもの	指定袋1袋につき20円	
不燃ごみ	センターが収集、運搬及び処分する場合	指定袋に収納されているもの	指定袋(小)1袋につき30円	
			指定袋(大)1袋につき60円	
		指定袋に収納されないもので連合長が別に定めるもの	10kgごとに60円	
	指示する場所へ搬入したものを、センターが処分する場合	事業活動営業者	10kgごとに100円	
		一般家庭(事業活動以外)	10kgごとに40円	
粗大ごみ	指示する場所へ搬入したものを、センターが処分する場合	事業活動営業者	10kgごとに300円	
		一般家庭(事業活動以外)	10kgごとに120円	

別表第 2（第 11 条関係）

北部クリーンセンターにおける一般廃棄物特別処理手数料

車 種	種 別	取 扱 区 分	基本料金①	手数料②	備 考
2 t 車	可燃ごみ	センターが 収集、運搬及 び処分する 場合	1 回につき 3,500 円	10kg ごとに 60 円	一般廃棄物特 別処理手数料 = ① + ②
	不燃ごみ			10kg ごとに 60 円	
	粗大ごみ			10kg ごとに 200 円	
4 t 車	可燃ごみ	センターが 収集、運搬及 び処分する 場合	1 回につき 5,000 円	10kg ごとに 60 円	一般廃棄物特 別処理手数料 = ① + ②
	不燃ごみ			10kg ごとに 60 円	
	粗大ごみ			10kg ごとに 200 円	

別表第 3（第 11 条関係）

環境センターにおける汲取手数料

単 位	金 額
10 ㍓	110 円

（備 考）

- (1) 最低料金は 1,100 円とする。
- (2) 占有者の 1 回の汲取量が 100 ㍓未満の場合は、最低料金を適用する。
- (3) 組織町村長の指定する事業者が所有するものの手数料は、100 分の 130 を乗じて得た額とする。
- (4) その他、占有者の事情による特殊作業の場合の料金は、これを規則で定める。

別表第 4 (第 11 条関係)

環境センターにおける浄化槽清掃手数料

(1) 嫌気性タンク+散水ろ床方式

容量 (m ³)	金額 (円)						
1	25,000	14	243,000	27	426,000	40	575,000
2	42,500	15	258,500	28	439,000	41	583,500
3	60,000	16	273,500	29	452,000	42	592,000
4	77,500	17	289,000	30	465,000	43	600,500
5	95,000	18	304,000	31	476,000	44	609,000
6	112,500	19	319,500	32	487,000	45	617,500
7	130,000	20	334,500	33	498,000	46	624,000
8	147,500	21	347,500	34	509,000	47	630,500
9	165,000	22	360,500	35	520,000	48	637,000
10	182,500	23	373,500	36	531,000	49	643,500
11	197,500	24	387,000	37	542,000	50	650,000
12	212,500	25	400,000	38	553,000		
13	227,500	26	413,000	39	564,000		

(2) 単独・合併型

容量 (m ³)	金額 (円)						
1	14,000	14	133,600	27	236,300	40	322,100
2	23,800	15	142,100	28	243,500	41	328,000

3	33,500	16	150,500	29	250,600	42	333,800
4	43,100	17	158,800	30	257,600	43	339,500
5	52,600	18	167,000	31	264,500	44	345,100
6	62,000	19	175,100	32	271,300	45	350,600
7	71,300	20	183,100	33	278,000	46	356,000
8	80,500	21	191,000	34	284,600	47	361,300
9	89,600	22	198,800	35	291,100	48	366,500
10	98,600	23	206,500	36	297,500	49	371,600
11	107,500	24	214,100	37	303,800	50	376,600
12	116,300	25	221,600	38	310,000		
13	125,000	26	229,000	39	316,100		

(3) 汚泥引抜き

容量 (m ³)	金額 (円)						
1	11,000	14	106,900	27	193,500	40	268,400
2	18,700	15	113,800	28	199,600	41	273,700
3	26,300	16	122,200	29	205,700	42	279,000
4	33,900	17	129,000	30	211,700	43	284,200
5	41,400	18	135,700	31	217,600	44	289,400
6	48,900	19	142,400	32	223,500	45	294,500
7	56,300	20	149,000	33	229,300	46	299,500
8	63,700	21	155,500	34	235,100	47	304,500
9	71,000	22	162,000	35	240,800	48	309,400
10	78,300	23	168,400	36	246,400	49	314,300
11	85,500	24	174,800	37	252,000	50	319,100
12	92,700	25	181,100	38	257,500		
13	99,800	26	187,300	39	263,000		

(注) ①下水道等施設の汚泥貯留槽から汚泥を引抜く作業の範囲は、汚泥濃度2.2%未満とする。

②手数料は、容量により求めた金額に次の汚泥濃度の区分ごとに定める

割増率を乗じて得た額とする。

汚泥濃度	割増率
1.4%未満	100分の100
1.8%未満	100分の120
2.2%未満	100分の140

(備考)

浄化槽清掃手数料の取り扱い

①容量が 1m^3 以下のものについては、 1m^3 とする。

②容量が 1m^3 を超えるもので、その容量に 1m^3 未満の端数を生ずるものは、その端数を切り捨てた容量の金額と切り上げた容量の金額との差にその端数を乗じて得た額を、その端数を切り捨てた容量の金額に加えた額とする。

③容量が 50m^3 を超えるものにあつては、その超過分の容量 (m^3) につきの金額を乗じて得た額に 50m^3 の金額を加えた額とする。

(1) 嫌気性タンク＋散水ろ床方式 5,000 円

(2) 単独・合併型 4,500 円

(3) 汚泥引抜き 4,300 円

④次の場合の手数料は、容量により求めた金額に 100 分の 130 を乗じた額とする。

ア 占有者の責による浄化槽の機能麻痺から、作業が極めて困難であるとき。

イ 占有者の都合、若しくは責により夜間作業となる時、又は、休日作業のとき。

ウ 組織町村長の指定する浄化槽。

⑤その他占有者の事情による特殊作業の場合の料金は、これを規則で定める。

別表第 5 (第 11 条関係)

南部クリーンセンターにおける一般廃棄物処理手数料

種別	取扱区分		手数料	備考
可燃ごみ	指示する場所へ搬入したものを、センターが処分する場合	事業活動営業者	10kg ごとに 100円	
		一般家庭 (事業活動以外)	10kg ごとに 50円	